

令和元年度第3回佐倉市環境審議会（公開）

会議概要

日時 令和元年10月18日（金）午前10時00分～11時30分

会場 佐倉市役所 1号館3階会議室

出席委員（9名）

川村 健 委員（公募市民）

楠 芳明 委員（公募市民）

久保山 毅 委員（公募市民）

滝口 武志 委員（公募市民）

高山 順子 委員（千葉県立中央博物館 主任上席研究員）

瀧 和夫 委員（千葉工業大学 名誉教授）

中村 圭三 委員（敬愛大学 名誉教授）

本橋 敬之助 委員（元（公財）印旛沼環境基金 上席研究員）

金子 恭子 委員（佐倉商工会議所 常議員）

事務局 環境部 橋口部長

生活環境課 菅沼課長 秋葉副主幹 遠藤副主幹 小林主査

上木原主任主事 関根主査補

廃棄物対策課 八角副主幹

書記 生活環境課 関根主査補

傍聴人 2名

会議次第

1. 開 会
2. 部長あいさつ
3. 議 事
佐倉市環境基本計画の策定について
4. その他
5. 閉会

会議内容

1 開 会

事務局（生活環境課長）により開会

2 環境部長あいさつ

【橋口環境部長】

ただいまご紹介いただきました、環境部長の橋口でございます。

本日は、皆様方にはご多用の中、当審議会にご出席をいただきありがとうございます。

本日の議案である「第2次佐倉市環境基本計画の策定」につきましては、本年3月から継続してご審議いただいているものでございます。

皆様の長期に渡るご審議に感謝申し上げるとともに、本日も忌憚のないご意見をお聞かせいただきたく存じます。

また、皆様の環境審議会の委員としての審議会は今回が最後となる予定であります。まだ任期中ではございますが、佐倉市の環境のため、ご尽力いただきましたことに感謝申し上げます。

本日はどうぞ、よろしくお願いいたします。

3 議事 佐倉市環境基本計画の策定について

【司会(生活環境課長)】

では、これから会議次第の3「議事」に入ります。

本日の議事でございますが、「佐倉市環境基本計画の策定について」の1件でございます。

ここからの議事の進行につきましては、佐倉市環境審議会条例に基づき、本橋会長にお願いいたします。

【議長】(会長)

会長の本橋です。

では、早速、議事を進行させていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。

今日の議事は、次第にありますように「佐倉市環境基本計画の策定について」であります。この計画骨子については、すでに7月の審議会において答申をおこなったところですが、今回は計画策定において委員の皆様の意見を反映するための計画素案の審議となります。

素案については、9月に郵送され、委員の意見を受け、さらに修正が行われていることから、最初に、委員からの意見に対する事務局の説明と修正を行った部分等の説明をしていただき、その後意見の交換をおこないたいと思います。それでは、事務局、説明をお願いします。

【生活環境課】

生活環境課環境政策・対策班の上木原でございます。よろしくお願いします。

それでは、計画素案について説明します。7月26日にご答申いただいた計画の骨子を基に計画の素案を作り、先月の中旬に中間報告としてver4.7を皆様に送付させていただきました。それに対して皆様からいただいた質問の一覧がお配りしている資料2になります。皆様からいただいた意見や庁内関係課と調整をおこない、修正をおこなった物が資料1 ver5.5となります。

資料1の目次ですが、計画骨子の段階では1章の計画の基本的事項の次に環境問題を取りまく社会情勢の変化ですとか市内現状、計画策定にあたっての課題と対応などを記載していましたが、これをそのまま参考資料の方に移しました。一番下の参考資料1から5までが骨子の中では第2章となっていたものです。こちらを参考資料に移しまして計画としては、基本的事項の次に目標とする環境像と目標を掲げそれを達成するための施策、重点プロジェクト、計画を進行する為の管理体制というかたちになっています。

2ページ以降の計画策定の背景ですとか目的、位置づけ、次ページ以降の推進主体などは骨子のまま修正しておりません。

6ページに、計画の構成がわかりやすいように構成のイメージ図を追加で挿入しました。この通り、まず最初に基本的事項があり環境像と基本目標、施策、重点プロジェクト、進行管理で再構成しています。

次に目標とする環境像8ページですが、こちらもアンダーラインが引いてあるところを追加しましたが、それ以降の5つの基本目標と12年後の将来イメージについては、骨子のままとなっております。これを受けて3章以降にこの将来イメージを達成する為の環境施策を16ページに体系で示しております。骨子では基本目標3については個別目標一つのみ(6番の安全・安心な生活環境の保全のみ)でしたが、公害対策を分割して「環境負荷の低減」という個別目標を追加させていただきました。また、基本目標2の個別目標4は3Rの推進でしたが、現在並行して策定中の一般廃棄物処理基本計画と整合を図り4Rに変更させていただいています。

18ページ、中間報告の段階では基本目標1に施策の内容と目標達成に向けた事業を羅列してありましたが、分かりづらいというご意見がございましたので、環境施策の構成イメージ図を下に挿入させていただきました。イメージ図のとおり、基本目標ごとにそれぞれ市の取組、市民の取組、事業者の取組があり、それらの取組、事業がおこなわれた結果、成果として表れるであろう指標を載せています。基本目標5つが全てこの構成になっておりまして、市の取り組みにつきましては、それぞれ個別目標ごとに「現状と施策展開の方針」と「施策の内容」、「目標達成に向けた事業」という形で整理しています。前回の中間報

告の時にはこの「現状と施策展開の方針」という文章がなかったのですが施策の内容のみでは分かりづらいというご意見を頂戴しましたので、92 ページ以降に移してあります計画策定にあたっての課題と対応を、この 19 ページの「現状と施策展開の方針」に移動してあります。

20 ページ、こちらで個別目標に関連する施策 1)、2)、3) とそれを達成する為の事業を表にしております。こちらの表は事業に対応する施策ナンバーと担当部署を書いておりまして、本計画から新規の事業については、黒塗りの星を、また一部新規のものや内容を拡充した物につきましては、白抜きの星を事業の文章の一番後ろに付けています。

(以降、資料 2 の説明をおこない、第 4 章 重点プロジェクトと第 5 章 計画の進行管理について概要を説明)

【議長】(会長)

ありがとうございました。では、これから、ただ今の事務局からの説明を踏まえて、「第 2 次佐倉市環境基本計画素案」について、意見・提案を含め審議をして参りたいと思います。

ご発言のある方は、挙手をお願いします。

【委員】

資料 2 の No. 20 ですがごみの有料化はもうされていると認識していましたが、ごみ袋の収益というのは、何に使われているのでしょうか。

【廃棄物対策課】

指定ごみ袋の価格につきましては、製造、流通、販売のコストのみでこの中にごみ処理経費は含まれておりませんので市への歳入はございません。

【委員】

今後値段を高くして有料化という意味合いになるのですか。

【廃棄物対策課】

有料化の手法につきましては、まだ検討中でございます。

【委員】

近辺の市町で有料化されている所はあるのですか。

【廃棄物対策課】

日本国内では 6 割ほど有料化しております。近隣では八千代市、千葉市。これから四街道市で実施する予定と聞いております。

【委員】

資料 1、82 ページですがグラフは 2015 年までですが、この先の数字というのはまだ算出されていないのですか。

【生活環境課長】

国から数値の公表はされますが、現在は平成 29 年まで公表されており環境白書やホームページで公表しております。この 12 月に更新される予定です。

【委員】

このグラフを最新のデータにしたほうがいいと思います。

ごみのリサイクル率の件ですが、2018 年が 19.1%、2029 年が 19%で率が落ちていますので新しい対策が必要なのではないかと感じました。

【委員】

資料 2 No. 19 に関しまして、マイバックの持参については、市民が少し努力すればできることだと思いますので、佐倉市では先んじてレジ袋の使用を廃止してもらいたいと思います。

資料 1 35 ページに関しまして、エコライフ活動の推進とありますが、推進では抽象的なので具体的な形にしていきたいと思います。

用語集に「エコライフ」という言葉を載せていただきたいと思います。

【生活環境課】

レジ袋につきましては、検討したいと思います。エコライフ活動の推進と用語集につきましても検討したいと思います。

【委員】

レジ袋の件ですが、使用ゼロを目指すとは入れられないのですか。

【廃棄物対策課】

現在一般廃棄物処理基本計画を策定中で、難しいと思いますがご意見として参考にしていきたいと思います。

【委員】

私は、非常に良くまとまっている計画だと思います。12年後に今より良い佐倉になっていることを期待しています。大事なのは市民の意識だと思います。市民の環境教育を徹底的におこなう必要があると思います。資料 1 99 ページは中々いい表現をしていると思います。用語集を小学生高学年に配布してはいかがでしょうか。

【委員】

資料 1 27 ページの個別目標 (4) 4R の推進ですが今までは 3R の推進だったものが 4R になったのですが現状と施策展開の方針の中で 4R が一言も出てきていないのですね。4R について説明が足りないように思います。そこにリフューズやリデュースという言葉が出てきますがこれに英語を添えれば R が何かわかりやすくなると思います。

【委員】

計画の中に歴史という言葉がほとんど出てきませんが佐倉は歴史がある町です。なので歴史と環境が共存できるような記載があるといいと思います。

【生活環境課】

計画の中に歴史資産や景観などの記載が不足しているということでしょうか。前計画の中には歴史や文化などの記載がありましたが今回は意図的に記載していません。緑の景観などは入れておりますが歴史については抜いてあります。

【生活環境課長】

現在佐倉市では総合計画の作成をおこなっておりますが、歴史、文化、自然、印旛沼などのシンボリックな物につきましてはその中で記載しております。

【委員】

環境基本計画の担当は何人いるのですか。

【生活環境課長】

現在生活環境課 2 名で担当しております。

【委員】

当然人事異動はありますよね。12 年計画で 2025 年に見直しをおこなうとのことですがメンバーが変わるとその都度やり直しということでしょうか。

【生活環境課長】

全てやり直しということではなく、人事異動をおこなう中で引継ぎをしっかりとおこないこの計画につきましても毎年進捗管理をおこない、併せて当審議会の中でも報告をするという流れを繰り返す中で人事異動があることによって事務が途絶えることがあってはならないと思いますので、しっかりと引継ぎをしていきたいと思います。

【委員】

私が非常に懸念しているのは、計画の中身もさることながら継続性ですね。12 年間で決めた時に市長が代わったとか、方針が変わったとか地球環境も変化します。継続性の担保がどのように取られているのか非常に疑問です。今現在この計画は非常にきれいにできていると思います。継続性の担保がどのように取られているのか確認しておきたいと思います。

【生活環境課長】

資料 1 4 ページの上段に計画の期間の記載があります。その中で 12 年間の長期に亘る計画期間ですので、当然法的な流れに対応していくことと併せ、この計画の中では、中間年の 2025 年までには総合計画の見直しもおこなわれますし、法改正などにも対応できるように中間見直しを定めております。刷新する訳でなく一部見直しの手法もございますのでその都度対応していきたいと思います。

【委員】

ありがとうございました。

【委員】

9 月に送付された計画と比べますと、一番大きく変わったところは第二章が参考に移ってしまったことかと思いますが、構成が変わったのはどのような理由でしょうか。

【生活環境課】

Ver4.7 の中間報告では、今の 3 章が 4 章という形でした。1～3 章までは、すでに答申をいただいている骨子の部分でしたので、4 章以降しか送付いたしませんでしたが、18 ページ以降の環境施策の部分が、基本目標のタイトルの後すぐに市の目標、施策の内容、事業というシンプルな構成になっていたのが、事業の実施理由が良くわからないと言ったご意見もありました。前段に、こういっ

た事業がおこなわれる現状と施策展開の方針を入れたほうが良いだろうということで挿入しましたが、そうすると旧 2 章の現状整理の中で書いていた文章と重複し、ページ数が多くなって同じ内容ばかり書いてしまうので、現状を整理したものは参考資料という形で後ろに付け、計画としては、まず市として目指す環境像と基本目標を掲げた上で、それを達成するためにどうしていくかという形に構成を変更しました。

【委員】

18 ページで示されている施策のところの構成を明確にしたのは分かりやすいです。

基本計画の冊子そのものの全体の位置付けというところが今までの第 2 章にはあったと思いますが、それをそっくり参考資料にしてしまうとその方が物の考え方として、こういう形のほうが分かりやすいという意見も多分あると思いますが、世の中がどのように動いていて、どういう観点からこういう大きな目標を設定したというところを今まで議論してきたかと思います。

他にも色々な意見があって大きな話の部分が後ろに行ってしまったと想像していますが、イントロの部分が後ろに行ってしまうと、やはり位置付けが見えにくくなってしまいます。

個々の基本目標の中での全体の方針というのは読みやすくなると思いますが、佐倉市の環境基本計画としてどこを目指しているのかというものが見えにくくなってしまっているような気がします。それを今から元へ戻すのは大変かと思いますが、できるだけ参考資料は読まなくても良いと思われなくするための、読んでもらいたかった部分を何ページ参照というような形で引用してもらえると参考資料が無駄にならないという気がします。

【生活環境課】

そういったご意見もあるかと思ひまして 8 ページの方の「目標とする環境像」の中に、かっこ書きで「資料編に現況等は記載しています」と書いてありますが、これでは十分でないと感じましたので、本文と参考資料が紐づくように注釈を付けるような措置を検討したいと思います。

【委員】

非常に良くまとまっていると思います。ただこれを実行するにあたり果たしてちゃんと計画通りいくのかなと思います。目標があってその評価の為に成果指標がありますね。成果指標と個々の事業がどのようにつながるかという所が見えない、毎年評価すると言っても何々を推進しますということで推進してい

ればいい訳です。それでは評価として推進しましたで終わってしまう。それが何に繋がるか見えてこない。担当部署の責任性が良く見えない。そうなりますと最後は総じて達成したというような表現でしか評価できないことになってしまいます。それで本当に良いのか。最近の世の中の流れとはちょっと違うと思います。今後毎年評価していく中でどのように工夫していくのかご検討いただきたく思います。そうでないと PDCA サイクルの C で止まってしまい、チェックができないことになってしまいます。

【生活環境課】

現状では毎年進捗を管理する中で担当部署に実施事業の概要と年度目標値という形で、年度当初に数値を挙げられる物については数値を上げていただいて、年度末に実績値と成果の概要を書いていたいただいた物を提出してもらいそれを取りまとめ、事務局として評価し、審議会へご報告させていただくという形で進めていくことを考えていますが、委員のご意見を参考に実行性の担保ができるように修正しながら進めていきたいと思っています。

【委員】

このようなことはないと思いますが、推進していますというようなことを 11 年間続けて最後の 1 年で到達できなかったというような評価になってしまう、そのようなこともちらほら耳にしますので、そういったことを改善しようというのが世の中の流れだと思いますので是非とも数量的な表現ができるならしていただいて、そのような目標があったほうが進捗管理もしやすいと思います。

【生活環境課長】

全庁的にも他部局の進捗管理というのは綿密におこなわれておりますのでしっかりと管理していきたいと思っています。

【委員】

今回の計画の大部分を占めているのは、印旛沼の浄化問題だろうと思います。26 ページの成果指標ですがここに COD の目標値が出ています。2018 年が 12 で 2025 年が 9 それで 2031 年が 5 以下となっておりますが、この数値は色々なことをやってこうなるだろうという希望値ですよね。それで国の環境基準は 3 以下ですので 2031 年の目標値を 3 以下にしたらいかがでしょうか。また COD の言葉ですが用語集に載っていないんですね。入れていただければと思います。今回の 12 年間でどれだけ印旛沼がきれいになれるかということが最大のポイントなのかと思っていますのでそのように考えました。よろしくお願いします。

【生活環境課】

用語集につきましては、COD を追加する予定になっております。さらに 26 ページに簡単な説明を入れる予定になっています。目標値につきましては、2031 年度を目標としておりますが、印旛沼に係る流域の市町で構成されている印旛沼流域水循環健全化会議の健全化計画の目標年度が 2030 年度になっておりまして、そちらで 5mg/L となっておりますので、その 1 年後ではあります。健全化計画と合わせて 5mg/L とさせていただきます。

【委員】

2025 年に 9 を目標としていますが、9 になった場合は順位は何位ぐらいになるのでしょうか。

【生活環境課】

他の湖沼が変わらなければ 10 位ぐらいです。

【生活環境課長】

県のホームページでは 29 年度の順位で 1 位から 5 位まで発表されている中で 5 位の静岡県の佐鳴湖が 8.1 ですので 10 位以内に入るかと思います。

【委員】

82 ページにグラフがありますが、そこに日本国内の平均値があれば比較ができかと思います。いかに印旛沼が汚れているということを示すようになってしまいかもしれませんが、そんなデータが欲しいと思いました。

【生活環境課】

こちらですと印旛沼の経年変化しかわからないので、他の湖と比較している方がわかりやすいと思いますので、そういったデータの挿入を検討したいと思います。

【議長】（会長）

それですか。

【生活環境課長】

国などではベストファイブですとかワーストファイブと比較して記載するといった手法をとっていることもありますが、表現などを検討し、わかりやすい

ようにしていきたいと思います。

【議長】（会長）

全国レベルの平均を出すというのは非常にとんでもない話で出したところで何の意味もないと思います。

【生活環境課】

それが難しいのであれば、比べる対象をいくつかピックアップしたいと思います。

【議長】（会長）

ピックアップするにしても北海道の支笏湖のように COD がゼロの所もあります。そういった所と比較しても何の意味もありません。環境基準がそもそも設定された理由というのは、水を何に利用しているのか、それによって決定されているのです。ですので環境基準と比較することが一番いいと思います。それ以外の方法で変に手を加えるとむしろ解釈が難しくなると思います。

先ほどの COD の件についてですが、（公財）印旛沼環境基金発行の冊子「いんば沼 40 号」をご覧になりましたか。

【委員】

いや見ていません。計り方とか色々なことが総合的に表れているのでしょうけど本当にこれが正確なのかと疑問がありました。

【議長】（会長）

県で決めている当面の目標というのは、印旛沼の水が工場排水とか自然排水、家庭排水がいくら削減されたらこうなりますよという数値で天候的なことは全然考えられていません。最近の私の論文を読むとわかりますが、印旛沼の COD の変化というのは生活排水とかそういったことではないのです。あくまでの気象的な問題なんです。COD が低い年というのは雨が非常に多かったのです。印旛沼の水が直ぐに流れるとききれいになります。水が少ないと滞留時間が長くなりますので汚れます。私も健全化会議のメンバーですが、このあたりの話は私の論文を読んでいただければ皆さんの考え方が変わっていくのではないかと思います。是非とも読んでみてください。

次に一つお聞きしたいのですが、最近気になる話がありまして例えば 27 ページに 4R とあります。リフューズを除いたら 3R になります。この 3R が健全に動いているのは分別されているからです。ですがこの前の台風 15 号 19 号で出た

災害ごみはごちゃ混ぜですね。普通の廃棄物の健全性循環を考えた場合は 3R でいいですが、これからは災害廃棄物をどういう風に環境問題として捉えていくか、非常に重要だと思います。場合によっては災害廃棄物の捨て場がない、分別されていないということは資源を減少させているんです。そういった観点からも災害廃棄物というのは、どうあるべきかを記載があってもいいと思います。しかし台風であれだけの被害があったのはつい最近の話ですから今後新しい考え方として何かの形で基本計画の中に入れていただきたいと思います。

【生活環境課長】

災害廃棄物に関しましては、環境部の廃棄物対策課の中で災害廃棄物処理基本計画を策定しておりまして、通常であればエリアごとに集積ポイントを設けてという流れで災害廃棄物の収集をおこなっていくような計画であったかと思います。佐倉市飯野地先に千葉県から 2 ヘクタールほど借用しまして今回の災害におきまして倒木や瓦などの受け入れをしています。

【廃棄物対策課】

補足させていただきます。現在飯野の方では倒木のみの受け入れで不燃物は受け入れておりません。今回の台風被害ごみの受け入れにつきましては、清掃組合の最終処分場で一時保管をして順次処理をしておりますが、そちらでは畳や倒木、不燃物それぞれ分別しまして極力リサイクルできるような体制で処理しています。

【生活環境課長】

飯野の用地につきましては、危機管理部門で応急対策、つまり道路を塞いでいる物など応急対策用のストックヤードも設けておりますので、そこに分別して保管するような計画でお借りしているものになります。その利用につきましては、今後検討していく必要がございますが、既に今年度からお借りして応急復旧の倒木を運び込んだと聞いておりましたので、応急復旧と災害廃棄物の処理を分けて説明させていただきました。

【議長】（会長）

私が一番心配しているのは家庭から出る災害ごみです。テレビで見ますと何の分別もされていない。捨て場もない。自治体の対応の悪いところだと思います。災害ごみをこうしなさいといったマニュアル的な物がある程度作っておいた方がいいと思います。作成した後は是非市民へ周知していただきたい思います。

資料 2 の 10 番と 11 番ですが気になる点は、多様な動植物の中に外来生物が含まれているのかという質問に対して在来生物だと回答していますが、外来種は印旛沼にいっぱいいますよ。そういうものを除いた在来種の為の環境とはどういった環境ですか。非常にあやふやですよ。たとえばカミツキガメだって元々の環境の中にカミツキガメが入ってきた訳です。在来生物だけの棲む環境なんてできるのですか。

【委員】

外来生物と在来生物の境界線はどこなのでしょう。

【議長】（会長）

たとえばエビガニは外来種ですね。だけど日本の生物多様性の中では、エビガニを含めた形での生態系が成り立っている訳です。ここら辺の書き方というのはちょっと誤解を招かないようにしないとけないと思います。このように書かれてしまうと非常に困ると思います。外来生物が全くいない環境なんて作れるはずがないのです。誤解がないような形で文言を考えていただきたいと思います。私も協力します。

【委員】

特定外来生物は何種類ぐらいいるのですか。

【委員】

全部で 120 ぐらいです。（補足：平成 30 年 4 月 1 日現在で 148 種）

【議長】（会長）

その中で千葉県で確認されているのは。

【委員】

県内ですと 20 ぐらいいます。（補足：平成 29 年 7 月 1 日現在で 32 種）

【委員】

それらは特定外来生物ということですか。

【委員】

そうです。法律で定められている種類です。

【生活環境課長】

特定外来生物というのは明治以降海外から持ち込まれた生物でして、生態系や生命、農業などに影響を及ぼすカテゴリーに属する生物となっております。

【委員】

災害廃棄物についてですが、私がかかわっている産業資源循環協会というのがありまして、東北の震災の際に今言われていたようなことが起こって分別した方が良いと提言しまして、その後分別するようなかたちになっています。どういふことかと言いますと焼却施設で相当量焼却しなければいけないという事で焼却できない物が混ざってしまうと処理が大変という事で前もって出す時に分別してくださいという事です。まだ分別も完全ではありませんので市民の方々に周知していただければと思います。

【廃棄物対策課】

申し訳ございません。訂正がございます。今策定しておりますのは、一般廃棄物処理基本計画でございまして災害ごみの処理計画というのは既に策定しています。マニュアルについても策定しておりますので市民の皆様にも周知していきたいと思ひます。また災害廃棄物の処理計画を中間見直しする時は本日いただいたご意見などを参考にしたいと思ひます。

【議長】（会長）

災害ごみに関しては、明日来る可能性もありますし、館山市を見ましても処分をする場所はどこにあるのか住民に周知されていない気がしました。そのあたりをしっかりと住民に情報提供してほしいと思ひます。

【委員】

佐倉市民の意識では環境問題はないという認識が多いと思ひます。それは学習や啓発が不足している為だと思われまふ。新聞を読んでも環境問題はほとんど載っていませんので市民が問題意識を持てるような情報提供をお願いします。意識を持つことが環境を良くする第一歩だと思ひます。また活動した内容も併せて提供していただければと思ひます。

【議長】（会長）

他にございませんでしょうか。無ければ以上で議題3の審議は終了といたします。それでは議題4その他に移ります。ご意見ございましたら挙手をお願いします。

4 その他

【司会(生活環境課長)】

本日、皆様からいただきましたご意見につきましては、市の担当部局と調整したうえで、第2次佐倉市環境基本計画素案に可能な限り反映し、修正案を作成し、庁内の最終調整をおこない、パブリックコメントを経て、本年度内に策定となります。

本審議会の今後の予定ですが、部長の挨拶にありましたように本日の会議が皆様の任期中における最後の審議会でございます。委員の皆様には、お忙しい中、環境基本計画の策定という本市の環境施策にとって最も重要な計画についてご審議いただき誠にありがとうございました。

【議長】(会長)

他にごいませんでしょうか。なければこれをもちまして、私の議長としての役目を終わらせていただきます。

委員の皆様には、議事の運営にご協力いただき、誠にありがとうございました。

5 閉会

【司会(生活環境課長)】

本橋会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第3回佐倉市環境審議会を終了いたします。おつかれさまでした。